

15.11

パリ条約による優先権等の主張の効果を認めない場合の通知の取扱い

審査官は、優先権の主張を伴った意匠登録出願について優先権の主張の効果を認めない場合には、優先権の主張の効果を認めない旨及びその理由を審査官名で意匠登録出願人に通知する。